

公益社団法人山口県看護協会名誉会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人山口県看護協会（以下「本会」という。）定款第5条第2号に定める名誉会員に関して必要な事項を定めるものとする。

(名誉会員)

第2条 名誉会員は、本会の会員であり、本会会員歴30年以上、かつ、年齢が75歳以上の者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本会役員、委員及び支部役員、委員として、15年以上就任し、本会活動に貢献した者
- (2) 本会事業及び看護事業に顕著な功績のあった者
- (3) 公益社団法人日本看護協会名誉会員と認められた者

2 名誉会員は、理事の推薦により、理事会の決議を経て決定する。

(推薦手続)

第3条 理事は、前条第1項の各号の一に該当する者で名誉会員に推薦しようとするときは、事前に本人の承諾を得て、名誉会員推薦書（様式1）により、会長に推薦するものとする。

2 会長は、理事から推薦をうけた被推薦者を理事会に諮るものとする。

(顕 彰)

第4条 名誉会員には、総会において名誉会員証及び記念品を贈呈する。

(殊 遇)

第5条 名誉会員には、定款の定めるもののほか次の特典を付与する。

- (1) 行事への案内
 - イ 総会への招待
 - ロ その他理事会が必要と認めた行事の案内
- (2) 会費及び研修会参加費の免除
- (3) 協会ニュース等の贈呈
- (4) 慶弔見舞い

(費用弁償)

第6条 前条第1号に係る交通費及び宿泊費は原則として支給しない。ただし、前条第1号イの総会への出席については、本会旅費規程により支給する。

(補 則)

第 7 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(変 更)

第 8 条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 4 年 1 1 月 1 1 日から施行する。
- 2 社団法人山口県看護協会名誉会員推薦規程は廃止する。